国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令案の概要

１．改正の趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第 306 号。以下「政令」という。）第９条に規定する宿泊費については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号。以下「省令」という。）の別表第２の宿泊費基準額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限として現に支払った額を支給することとしている。宿泊費基準額については、毎年度、実勢価格等を確認した上で、必要に応じて見直しを行うこととしており、本年に実施した実勢価格等の調査結果を踏まえた改正を行う。

２．改正の概要

宿泊費基準額については、本邦は都道府県を基本単位として、外国は在外公館所在都市を基本単位として、省令別表第２に金額を定めている。これらの一部について見直しを行うとともに、実館の大使館が設置されていない都市を加えることとする。また、宿泊費基準額の見直しに伴い、宿泊手当（政令第 11 条に規定する宿泊手当をいう。）の定額を定める省令別表第３の一部についても見直しを行う。

３．今後のスケジュール

公布日：令和８年 12 月頃（予定）

施行日：令和９年４月１日